*参考例　指定居宅療養管理指導（指定介護予防居宅療養管理指導）事業所運営規程（例）*

*この運営規程の例はあくまで参考例であり、記載の仕方やその内容は基準を満たす限り、任意様式でも可*

**指定居宅療養管理指導（指定介護予防居宅療養管理指導）事業運営規程**

*事業所の名称を記載*

　（事業の目的）

第１条　この規程は、○○法人○○会が開設する○○（以下「事業所」という。）が行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、通院が困難な要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

　（事業の運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　指定居宅療養管理指導の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものとする。

３　指定介護予防居宅療養管理指導の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

４　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

　（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　○○

（２）所在地　　○○市………

　（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）医師　○人

　　　訪問診療等により、常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。

*この項は、医師または歯科医師が行う事業所のみ記載*

（２）薬剤師　○人

薬剤師は、医師の指示に基づき、服薬管理指導等を行う。

*この項は、歯科衛生士（又は同様の業務を行う保健師等）、管理栄養士の場合も同様に規定すること*

*祝日営業しない場合に記載*

　（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

*年末年始やお盆など特別な休業日があれば記載*

（２）営業時間　午前○○時から午後○○時までとする。

（３）連絡体制　営業時間中の連絡が可能な体制をとる。

　（指定居宅療養管理指導等の種類）

第６条　指定居宅療養管理指導等の種類は、次のとおりとする。

（１）医師による管理指導

（２）歯科医師による管理指導

*実施する項目のみを記載*

（３）薬剤師による管理指導

（４）管理栄養士による管理指導

（５）歯科衛生士等による管理指導

　（指定居宅療養管理指導等の利用料その他の費用の額）

第７条　指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

２　指定居宅療養管理指導等の提供に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、１キロメートル当たり○○円とする。

*この場合の交通費は実費の範囲内で設定*

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

*市町村全域でない場合は具体的な範囲を示す。例えば「事業所から自動車で30分以内に到着できる場所」など曖昧な設定は避け、「さいたま市（浦和区に限る）」などと客観的に特定できる設定とすること*

　（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、○○市、○○市（うち○○区に限る）、○○町の区域とする。

　（苦情処理）

第９条　指定居宅療養管理指導等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

２　提供した指定居宅療養管理指導等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

３　提供した指定居宅療養管理指導等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４　提供した指定居宅療養管理指導等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

　（事故発生時の対応）

第１０条　利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

３　利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

 第１１条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

 （１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

 （２）虐待の防止のための指針を整備する。

 （３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

 （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

　（個人情報の保護）

第１２条　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

　（その他運営に関する重要事項）

第１３条　従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後○か月以内

（２）継続研修　年○回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は○○法人○○会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

*法人の代表者の役職を記載*

　附　則

　この規程は、○年○月○日から施行する。

　この規程は、○年○月○日から施行する。（営業時間の変更）

　この規程は、○年○月○日から施行する。（苦情処理の項目を追加）

*事業開始後、運営規程を変更した場合は、改訂履歴を追加していく*